

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1： 育児休業を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を実施し、社員への周知をはかる。

〈対策〉

- 令和4年5月～ 管理職へのヒアリング調査による実態把握
- 令和4年7月～ 研修内容の検討
- 令和4年度～ 研修の実施(年1回)
管理職への研修による社員への周知
社内掲示板掲載による社員への周知

目標2： 令和4年10月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間5日以上とする。

〈対策〉

- 令和4年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年9月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和4年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始